

令和2年度都区財政調整協議会幹事会協議内容（第2回都区財政調整協議会：R3.1.6）

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	共同生活援助等事業費の見直し	本経費のうち重度身体障害者グループホーム運営費について、実施区が5区のみとなったことから、標準区経費には馴染まないものとして算定廃止を提案する。	区側においては縮減提案を行っているものの、都側の主張も一定程度理解できるものがあることから、都案に沿って整理をする。	共同生活援助等事業費について、算定内容（経費全体）を見直す。
2	健康づくり推進費（健康づくりフォローアップ指導事業費）の廃止	本事業は、東京都の健康づくりフォローアップ指導事業実施要綱に基づき、医療機関からの紹介や健康診査結果により指導を必要とする対象者に必要な検査や健康増進指導を行う事業として算定されている。しかし、これらの事業は、各医療保険者等が行っている特定健康診査や特定保健指導、健康増進法に基づき区市町村が実施する健康増進事業と内容の重複が生じている。また、本件事業について福祉保健局に照会したところ、当該要綱はすでに存在しておらず、各区に事業実態を確認したところ実施区が少ないことから標準算定に馴染まない状況であるため、算定を廃止する。	特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。	健康づくりフォローアップ指導事業費について、算定を廃止する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	道路改良工事費の見直し	道路改良工事費の見直しについて、昨年度の区側提案「投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）」の協議内容を踏まえ、都において調査・検証した結果、財調算定額が区の決算額を超過しているため、道路改良工事単価については、改良単価11,400円と透水性舗装等工事費加算額430円を足した11,830円から合算単価18,500円に増額するとともに、実施率については、1/90から1/180とする。 前回、道路改良の実施率の見直しを行った際には、過去5年間の実績に基づき設定されており、都としては、前回同様、過去5年間の調査を行うことも検討したが、日々、新型コロナウイルス感染症対策に注力されている区の方々に対し、負担をかけるべきでないと考え、過去2か年の調査とした。 都としても年度間のばらつきが大きい事業であり、本来であれば過去5年間の調査を行うべきと認識しているため、一定年数経過後、今回の都側提案と同様の調査・設定方法により、改めて見直しを提案されることについては、異論はない。	都側による平成30年度及び令和元年度の2か年度分の調査結果から、道路改良工事費については、決算に対して財調算定が充足している状況を確認できた。 また、決算数値から設定されている都案は、特別区の実態に即した設定方法となっているため、都案に沿って整理する。 しかしながら、本事業については、経費の性質上、年度間のばらつきが大きい事業であることから、一定年数経過後、同様の設定方法により、5か年程度の実績を基に、改めて見直しを行う必要があると考える。	道路改良工事費の見直しについて、算定内容（経費全体）を見直す。
4	道路改良工事費の見直し（態容補正）	土木費では区道の更新・改修経費について、道路橋りょう費で算定している。 一方で、都市計画交付金の交付対象となる都市計画道路の更新・改修経費については、交付対象経費における地方債収入相当額を財産費で算定している。 そのため、都市計画道路の更新・改修を行った場合、土木費と都市計画交付金に地方債収入相当額を加えた額とで、算定の重複が生じることから、態容補正Ⅲを設定し、該当する事業費を減額算定している。 しかし、現行の算定方法は、都市計画交付金対象面積1㎡当たりの減算額を算出するに当たり、改良単価に実施率を乗じており、減算額が過少であることから、算定方法の見直しを行う。	算定方法の見直しについては、妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。	道路改良工事費の見直し（態容補正）について、算定内容を見直す。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	義務教育施設新築経費の見直し（態容補正）	義務教育施設の新增築経費を態容補正にて加算するにあたり、増改築校の場合は、財調単価と国庫資格面積で算定額を求めるように、一定の基準に基づき算定していることから、各区がどのような増改築をしたとしても算定基準は一定であることから公正な算定となっているが、新築校の場合は、財調単価と実際の面積で算定額を求めることから、面積については基準がなく、施設面積に比例し際限なく財調算定額が増えることとなる。 実際、直近10年間でみると、新築校として算定したのは2区6校であり、国庫資格面積と実際の面積との差は、平均して約3,900㎡となっている。また、算定額では、国庫資格面積で算定した場合と比べ、1校当たり約9億6千万円、6校の合計額として約57億7千万円高く算定されている。このように、面積についての算定基準が設けられていないことにより、区間配分が公正でない状態となっている。 財調制度における各区の算定の公正性を確保するため、改築と同様に、新築における態容補正の校舎算定対象面積を「学級数に応じた国庫資格面積」に変更すべきと考える。	新築校の校舎建設に係る算定面積の見直しについては、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」において、地方公共団体の創意工夫を活かした着実な整備が必要とされており、現行算定が妥当であると考ええる。 区側としては、実施面積に基づく算定があるべき需要に相当すると考えており、現行の算定方法が区間配分の公正さを欠いているという認識はない。	協議が整わなかった項目として整理する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	財産費（都市計画交付金に係る地方債収入相当額）の見直し	都市計画交付金の交付対象経費における地方債収入相当額については、翌年度以降均等分割により、財産費で算定している。 一方、土木費では、全ての区道の道路改良（更新・改修を含む）工事費を算定しているため、都市計画道路の更新・改修経費が財調上二重算定となることから、該当する事業費を減額算定している。 しかし、財産費では区の実単価により算定しているのに対して、土木費の減額算定では財調単価を用いており、費目間で算定の整合が図られていない。その結果、都市計画交付金の地方負担額と土木費において減算する額が同額となっており、二重算定を避けるという主旨を考えれば、本来、同額とならなくては、区間配分が公正でなくなる。そのため、都市計画道路の更新・改修に係る経費の財産費の算定に当たっては、財調単価に置き換えて算定した額とする。 今回の見直しを行わない場合、過去の算定実績では、土木費での減額算定が開始された平成30年度以降、令和元年度及び令和2年度において、それぞれ1区1事業で、土木費での減額算定を行っている。 実例を挙げると、財産費において、令和元年度から算定した1件については、算定対象となる金額が約3億4千5百万円である一方、土木費での減算額は約1億2千4百万円である。この結果、約2億2千1百万円分について、なお二重算定を解消できていない。 同様に、令和2年度から算定した1件については、財産費の算定対象となる金額が約1億6千6百万円である一方、土木費での減算額は5千1百万円であることから、約1億1千5百万円分について、なお二重算定を解消できていない。 このように、二重算定を解消していれば他の需要算定が可能となるものが、特定の事業実施区に二重で算定されることがとなっており、区間配分が公正でない状態となっていることが明らかである。区側はこうした区間配分が公正でない状態を是正する必要があると考えているのか、見解を伺う。 仮に、合意できないとするのであれば、今後も二重算定が解消されないこととなるが、区間配分が公正でなくても良いと考えているのか、見解を伺う。なお、二重算定が生じている現行の算定方法においても、区間配分の公正さを欠いていないと考えているのであれば、その理由を伺う。	土木費において算定されている道路改良工事費は、都市計画事業以外の区道の更新・改修を行う場合の事業費であり、減算の必要が生じるのは土木費であることから、財産費を見直す必要はないと考える。 なお、区側としては、本来であれば都市計画事業費については、財産費で算定するのではなく、全額を都市計画交付金で賄うべきものと考えており、再三、都側にも都市計画交付金の抜本的解決を求めていることを申し添えておく。 減算の必要が生じるのは土木費であり、財産費を見直す必要はなく、現在の減算方法により、二重算定は解消できていると考える。	協議が整わなかった項目として整理する。

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項

基準財政需要額の調整項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	企画調査費（個別施設計画策定経費）	個別施設計画に係る策定・更新経費を企画調査費の委託料に新規に加える形での提案だが、経費算入当時には存在しなかったことをもって現行算定との重複がないとすることには疑問が残るものの、現在の算定内容が明らかとなっていない点を鑑みると、一定の理解はできる。また、経費計上区のみ平均としていることから精査する必要があると考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえて経費未計上区も含めて積算し、標準区経費を設定しており、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 今後、区側において計画策定経費の見直しを行う際は、区全体へ影響を及ぼす基幹的な計画や個別事業における計画も含め、計画策定に要する全体の経費の見直しを行うことにより、当該企画調査費における調査、計画委託料の算定内容を明らかなものとすべき。	個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）のうち、公園と橋のように係る策定・更新経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、経費未計上区を含めて積算するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	個別施設計画策定経費について、新規に算定する。
2	公衆無線LAN経費	区側提案では決算額の実施区平均から標準区経費を設定しており、また公衆無線LANの配置規模及び経費にばらつきがあることから、各区の配置規模を加味した経費設定にすべきと考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえて公衆無線LANの配置規模を加味した修正となっており、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	行政情報や災害情報等を得るため区立施設や防災拠点等に設置している公衆無線LANの運用に係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、設置箇所数の標準モデルを設定し、公衆無線LAN1か所当たりの平均経費を乗じることで改めて標準区経費を設定した。	公衆無線LAN経費について、新規に算定する。
3	情報セキュリティ強靱化関連経費	国通知に基づき、情報セキュリティ強靱化のため導入されたシステムに係る維持管理経費であり、区側提案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。	総務省通知に基づき、平成28年度から実施している情報セキュリティ強靱化に係る経費について、新規に算定する。	情報セキュリティ強靱化関連経費について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	災害対策費（生活必需品の備蓄） （ポータブル蓄電池配備経費）	区側提案では、避難所用ポータブル蓄電池に係る購入費用を現行算定に加える形で標準区経費を設定しているが、避難所に必要な生活必需品について、新たに必要とされる物品もあれば不要となった物品もあると考えられ、また平成22年度財調協議において想定避難所生活者数の変化率から経費全体を見直した過去の経緯を踏まえれば、本経費の見直しにあたっては、経費全体を見直すべきであり、現行算定への追加により対応すべきものではないと考える。	発災時に災害情報等を得るためにスマートフォン等の充電に使用するポータブル蓄電池配備に係る経費について、新規に算定する。 現行算定されているが不要となった需要については、不明確であり、それをもって、未算定であることが明らかである避難所用ポータブル蓄電池を新たに算定することが否定されるべきではないと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。
5	地域コミュニティ活動支援費（自治会・町会会館の整備助成金）	区側提案では、直近3か年平均決算額から標準区経費を設定しているが、経費にばらつきがあることから、単価設定の方法を精査する必要があると考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえ、各区の助成限度額等に基づく標準的な事業モデルを設定したものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側の修正案に沿って整理する。	自治会・町会会館の整備（新設、改築、修繕等）助成に係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、助成限度額及び執行額並びに実施件数から標準的な事業モデルを設定し、改めて標準区経費を設定した。	自治会・町会会館の整備助成金について、新規に算定する。
6	軽自動車税申告受付業務負担金	区側提案では、令和3年度見込予算額から標準区経費を設定しているが、都としては、本来各区の実績を踏まえ、標準区経費を設定すべきと考えている。しかしながら、本見込数値が軽自動車関連三団体と相互に内容を確認したものであることに鑑みると、見込数値を用いることについて、一定の理解はできる。 ただし、一部経費が突出している区があることから、精査する必要があると考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえて経費が突出している区を除外しており、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	軽自動車関連三団体が行っている軽自動車税の申告受付業務に係る負担金について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、経費が突出している区を除外し、改めて標準区経費を設定した。	軽自動車税申告受付業務負担金について、新規に算定する。
7	軽自動車環境性能割徴収取扱費負担金	軽自動車税環境性能割の賦課徴収を東京都が実施する間、各区は環境性能割の合計額の5%を事務手数料として都に払い込むこととされ、その合計額の積算根拠として各区の基準財政収入額を用いている区案は、標準区経費の設定として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。	令和元年10月に創設された軽自動車税環境性能割の賦課徴収に係る東京都事務手数料について、新規に算定する。	軽自動車環境性能割徴収取扱費負担金について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
8	公金取扱手数料 （特別区民税・軽自動車税電子決済 収納委託料）	特別区民税・軽自動車税電子決済の月額基本料について、経費計上区平均により標準区経費の設定をすべきではないと考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえ経費未計上区も含めた平均により標準区経費を設定したものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 また、電子決済の収納委託料については、測定単位と相関していないことから全比例で算定すべきではないと考えるが、区側修正案では全固定としたため、都側の意見を踏まえて修正したものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	公金取扱手数料について、特別区民税・軽自動車税の電子決済収納委託に係る経費を新規に算定する。併せて、コンビニエンスストア収納委託料について、その利用が減少することから算定を縮減する。 都側の意見を踏まえ、経費未計上区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	特別区民税・軽自動車税電子決済収納委託料について、新規に算定する。 また、コンビニエンスストア収納委託料について、算定内容（経費全体）を見直す。
9	公金取扱手数料 （指定金融機関派出業務経費）	全国の自治体で共通して発生するものであり、区側提案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。	令和3年4月1日より発生する指定金融機関の区役所派出業務に係る経費について、新規に算定する。	指定金融機関派出業務経費について、新規に算定する。
10	災害対策費（災害 応急対策）	防災被服単価の根拠となっている区側調査結果によると、各区購入している防災被服の品目にばらつきがあることから、共通の品目に絞って単価設定をする必要があると考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえてばらつきのある防災被服の品目を除外しており、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	防災被服に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、ばらつきのある防災被服の品目を除外し、改めて標準区経費を設定した。	災害応急対策について、算定内容（需用費、備品購入費）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
11	安全安心まちづくり推進事業費（防犯協会助成、防犯設備助成）	防犯協会助成については、特殊詐欺の増加に伴い、防犯協会が実施する防犯啓発活動が広範になった状況を踏まえた提案であり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。 防犯設備整備助成に係る経費については、実施区のみ補助実績をもとに設定していることから、精査が必要であると考え、区側修正案は、都側の意見を踏まえて未実施区も含めて標準区経費を設定したものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案のとおり整理する。 防犯設備維持管理助成については、各区の取組にばらつきがあり、経費設定の妥当性を確認することができないことから、標準区経費の設定は困難であると考え。	防犯協会の活動に係る助成及び町会、自治会、商店街等が設置する防犯カメラ等に対する防犯設備整備助成に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実するとともに、整備した防犯カメラ等に対する防犯設備維持管理助成に係る経費について新規に算定する。 防犯設備整備助成については、都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて、改めて標準区経費を設定した。 防犯設備維持管理助成については、都補助対象事業であるということに鑑みると、経費のばらつきが大きいことのみをもって、標準区経費の設定が困難であるという都側の見解は納得できるものではない。	防犯協会助成、防犯設備助成（整備）について、算定内容（負担金補助及び交付金、特定財源）を見直す。 なお、防犯設備助成（維持管理）については、協議が整わなかった項目として整理する。
12	非常勤職員公務災害補償費	非常勤職員公務災害補償費は、前年度の非常勤職員分の報酬が自動的に反映されるものとなっている。会計年度任用職員制度の財調上への反映については、今年度合意することから、令和4年度には自動的に反映されるものである。これまでの標準区経費の設定を考えれば、合理的かつ速やかに反映できるものと考えている。 固定比率の見直しについては、本経費が各区の非常勤職員の総報酬に基づいており、人口に概ね比例することが確認できたことから、区案に沿って整理する。	非常勤職員公務災害補償費について、会計年度任用職員制度の運用開始を踏まえ、算定を充実する。 非常勤職員公務災害補償費の算定については、令和2年度より会計年度任用職員制度が開始されていることを踏まえ、速やかに反映を行うべきと考える。 また、非常勤職員公務災害補償費は区の人口に比して経費が増加する実態を踏まえ、全固定での算定から一部固定での算定としている。	非常勤職員公務災害補償費について、算定内容（固定比率）を見直す。
13	区立施設定期点検調査費	地域センター管理運営費に係る協議経過を踏まえると、地域センター分を反映させることは困難であると考え、区側修正案は、地域センターに係る増加分を除き、現行単価を変えずに面積増加分を反映していることから、区側修正案に沿って整理する。	区立施設定期点検調査費は標準施設面積に基づき標準経費が設定されているが、令和2年度財調協議の標準施設面積の見直しに伴う面積増加分が反映されていないことから、現行の標準施設面積に基づき当該経費を充実する。 平成26年度財調協議において「今後も投資的経費に係る標準施設の見直しを行った際には、その結果を本項目の算定に適切に反映していく」と整理している以上、面積増加分を反映することが適切であるはずだが、都区双方の見解を一致させることが困難であるため、地域センターに係る増加分を除き、改めて標準区経費を設定した。	区立施設定期点検調査費について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
14	地域センター管理運営費	地域センターについては、令和2年度財調協議において、区側から発言のあった「地域センターの改修により、500席未満の常設座席が設置されたホールや多目的ホールがなくなり、会議室や集会室に変わった施設及びその具体的状況について」確認したところ、「固定席等により対象施設を限定することは区の実態に即していないことを踏まえ、令和2年度財調協議では、地域センターにおいて改修等により、固定席等の設備が別の設備になっていることを述べたものである。」との回答であった。 しかしながら、令和2年度財調協議において、第2回幹事会で都側は、「平成25年度財調協議では、500席未満の常設座席が設置されたホールを有する施設、または、多目的ホールを有する施設であることを基準に地域センターの標準規模を設定した。」と地域センターの施設要件を発言している。 区側は、都側が地域センターの施設要件を明示した上で議論しているにも関わらず、自説に拘泥し、すれ違いの議論をしていたことが明らかとなった。協議において、その相手である都側の発言を理解しようとししないその態度は、不誠実なものであり、協議における信頼性を根幹から揺るがしかねないものであると言わざるを得ない。 また、都側が昨年度の第4回幹事会での区側発言を受け、「地域センターの改修により500席未満のホールや多目的ホールがなくなり、会議室や集会室等に変わっているとのことである。また、それでもなお、目的や役割において地域の交流施設であり続けるという実態があるとのことである。このような区の実態を踏まえれば、地域センターの定義を整理することについては、一定程度、理解できる。」と発言したにも関わらず、区側の発言主旨と異なっていることを指摘しないどころか、昨年度の時点で、この発言に合致する施設は存在していなかったとのことである。 このことから、区側の事実に基づかない発言により、合意に導かれたことは明白であり、昨年度の合意をもとに提案されている本提案は、合意できるものではない。 なお、区側から、「一方的に区側に問題があるかのような、この発言は非常に残念である。」との発言があったが、このような事態を招いたのは、都が区側提案に対し地域センターの定義を明確に伝えた上で議論している中、区側は自説に拘泥し、すれ違いの議論に終始したからに他ならず、今後、このようなことの無いよう区側の猛省を求めるものである。	地域センターの管理運営費に係る経費について、令和2年度財調協議の標準施設規模の見直しに伴い、改めて特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 昨年度における区側の「改修等により、固定席を有するホールが会議室等として変わる。」という発言は、固定席付のホールが、可動席に変わる等の実態を述べたものである。都側の言う「改修により、500席未満の常設座席が設置されたホールまたは多目的ホール」という定義の施設がなくなったということについて言及したものではない。 区としては、施設の変容についての実態を述べたもので、事実に基づかない発言があったとは認識していないため、昨年度の合意を無効にすることについては承服しかねる。しかしながら、ここまでの協議状況を踏まえると、現段階で都区の認識を一致させることが困難であることから、今回の提案については協議が整わなかったものとせざるをえない。 なお、都側から、区側の態度は、不誠実なものであり、協議における信頼性を根幹から揺るがしかねないといった発言があった。一方的に区側に問題があるかのような、この発言は非常に残念である。区としては、本件は、都区双方の協議の前提に係る認識に齟齬があったために生じてしまった問題ととらえており、今後、このようなことがないように、双方で十分かつ丁寧やりとりを行いながら協議を行っていく必要があると考えている。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
15	総務管理費（一般管理事務費）（地方債協会負担金等分担金）	実施区のみ平均としていることや、経費が突出している区があることから、標準区経費の設定について精査する必要があると考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえ、未実施区も含めて積算し、経費が突出している区を除外しており、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	地方債協会負担金等分担金に係る経費について、特別区の実態に基づき、算定を縮減する。 都側の意見を踏まえ、未実施区を含めて積算し、経費が突出している区を除外するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	地方債協会負担金等分担金について、算定内容（経費全体）を見直す。
16	生活困窮者自立支援事業費（生活保護適正実施推進事業等）	標準区経費について、直近の事業実施状況を踏まえるため、生活困窮者自立支援事業費として既に算定されている事業と同様に、前年度の国庫内示額に基づき設定すべきという問題点に対応した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	生活保護の適正な運営の確保を目的とした生活困窮者自立支援事業（生活保護適正実施推進事業等）に係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、国庫内示額にて改めて標準区経費を設定した。	生活保護適正実施推進事業について、新規に算定する。
17	心身障害者福祉手当支給費（精神障害者福祉手当）	本事業は、都条例においてその範囲を定めており、条例の支給対象に精神障害者が含まれていない以上、算定すべきではないと考える。	障害者の負担軽減と福祉の増進を図ることを目的とした心身障害者福祉手当支給費について、精神障害者への手当を新規に算定する。 障害者総合支援法の趣旨に則り、各区が精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者に対して助成を行っているものであり、区側としては標準区経費として算定すべきと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。
18	指導検査事務費（指導検査支援業務委託等）	指導検査において公認会計士等の専門家や財務会計に関する知見を有する者を活用している区が、社会福祉法人と比べ、保育施設等では少数であること及び実施区平均による標準区設定では妥当性に欠けるという問題点に対応した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	社会福祉法人や保育施設等に対する会計検査等の指導検査に係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、保育施設等の経費を除外し、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	指導検査支援業務委託等について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
19	保育従事職員宿舍 借り上げ支援事業 費	区案は、区側調査に基づき、標準区経費を新たに設定しているが、これまでどおり、都が把握する数値により設定すべきと考える。 なお、算定期間については、都補助事業を待機児童対策として実施していることを踏まえると、財調上も恒常的な算定とすべきではなく、都補助事業のある間に限り算定すべきであるが、今後の不要な協議を避けるため、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末で算定を終了すること及び、その後の協議では1年間算定が継続することは協議の判断に影響しないことを条件に、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末まで算定を継続するという区の考えに沿って整理する。	待機児童解消緊急対策対応経費として、令和2年度まで臨時的に算定されている保育従事職員宿舍借り上げ支援事業に係る経費について、新規に算定する。 前回同様に都補助事業の終期までの算定とし、かつ、今回のように事業終了翌年度の事業継続が見込まれる中での協議となった場合、結果的には協議する必要がなくなるかもしれないが、区側としては都補助事業の終期によらず算定を継続すべきとも考えているため、算定を継続するためには都補助事業の終期にあわせた提案を行わざるを得ない。 次回の都補助事業の終期について、都側意見のとおり問題が起こり得ることを踏まえ、区側としてはこのような事態を避けるために、少なくとも、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末まで算定を継続すべきと考える。	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費について、都補助事業の継続期間に限り算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
20	保育所等賃借料補助事業費	標準区経費の設定に当たっては、事業の性質だけでなく、児童福祉費の測定単位である18歳未満人口と経費の相関を踏まえるべきという都側意見を踏まえ、全比例から全固定に修正した区側修正案は、合理的かつ妥当なものであることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、算定期間については、本事業が待機児童対策として実施されていることを踏まえると、財調上も恒常的な算定とすべきではなく、都補助事業のある間に限り算定すべきであるが、今後の不要な協議を避けるため、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末で算定を終了すること及び、その後の協議では1年間算定が継続することは協議の判断に影響しないことを条件に、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末まで算定を継続するという区の考えに沿って整理する。	私立保育所（認可保育園、認定こども園、認証保育所等）に対する開設後の賃借料補助に係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、全固定にて改めて標準区経費を設定した。また、国庫補助対象事業を臨時算定すべきではないと考えるが、待機児童対策は喫緊の課題であり、各区の継続した取組が必要であることから、今回は、都補助事業のある間に限り算定することとして整理する。令和4年度以降の標準区経費の設定方法については、状況の変化や都補助事業の終期のタイミングを捉えて、適宜見直すことに異論はない。 区側としては都補助事業の終期によらず算定を継続すべきと考えていることから、都補助事業の終期にあわせて提案を行う必要がある。この場合、例えば、令和3年度財調協議において、介護人材確保等対策事業費や認可外保育施設等保護者負担軽減事業費では、都補助事業の継続が判明しない中、区側提案を行うこととなったが、財調協議が開始となる直前の11月に都補助事業の継続に向けた都の予算要求を行っていることが明らかとなり、結果的に協議する必要がなくなった。 本事業における都補助事業の終期についても、同様の問題が起こり得ることを踏まえ、区側としては、このような事態を避けるために、少なくとも、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末まで算定を継続すべきと考える。	保育所等賃借料補助事業費について、都補助事業の継続期間に限り算定する。
21	区立保育所管理運営費（おむつ回収事業費）	普遍性を検証するため、他自治体における実施状況について確認したが、区側から明確な回答が得られなかったことから、現時点において、本事業を標準区経費として算定する妥当性を判断することができない。	区立保育所における紙おむつ回収事業に係る経費について、新規に算定する。 区側としては、「特別区」における標準的にかかる経費として、各区の決算等から提案を行っている。一方で都側は、特別区以外の自治体の実施状況が明確ではないことのみをもって、標準区経費として妥当性を判断することができないとしている。区側としては、特別区の実績、普遍性等が確認できる状況であれば、十分妥当性を判断できると考えている。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
22	【態容補正】児童相談所関連経費	児童相談所の施設整備費については、特別交付金のルールに基づき、地方交付税に関する法令の規定による算定方式に準拠した交付率で算定するものと考えている。このことから、地方債の起債や次世代育成支援対策施設整備交付金の交付といった交付税算定上の条件にあった場合のみの算定に限るべきと考える。また、現行の算定について、区側は、あくまでも地方交付税上の事例を踏まえ、その考え方を拠り所として整理されたものと認識しているとのことであるが、地方交付税制度上の算定に条件があるのであれば、それを明示すべきであり、昨年度協議における区側の説明は不十分であったと言わざるをえない。 次に特殊勤務手当について、管理職員や事務職員を支給対象職員に含めていること及び1人当たりの想定年間勤務日数である240日ですべて支給されることを前提に標準区経費を設定しているという問題点に対応した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 また、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費について、予算額を用いて標準区経費を設定しているという問題点に対応した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。 最後に、障害者入所施設にかかる民間社会福祉施設サービス推進費について、区案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。	障害者入所施設にかかる民間社会福祉施設サービス推進費、地方交付税上の財政措置拡充に伴う施設整備における態容補正の交付率の拡充、特殊勤務手当及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費について、新規に算定又は算定を充実する。 施設整備費について、区側としては、あくまでも地方交付税上の事例を踏まえ、その考え方を拠り所として整理されたものと認識しており、今般、地方交付税の水準が引き上げられたことから、同等の水準とする提案を行ったものである。従って、起債を前提とする都側の修正案は妥当ではないと考える。 特殊勤務手当について、支給対象職員や支給要件に制限なく支給している区があることを踏まえれば、その実態に合わせて算定すべきであると考えているが、都側の意見を踏まえて、改めて標準区経費を設定した。 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費について、都側意見を踏まえ、過去3か年の決算額を用いて、改めて標準区経費を設定した。	障害者施設サービス推進費、特殊勤務手当及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費について、新規に算定する。 なお、施設整備費については、協議が整わなかった項目として整理する。
23	共同生活援助等事業費	標準区経費について、国庫負担事業及び運営費加算に係る経費以外に各区で加算を行っている経費が含まれているという問題点に対応した区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	障害者が利用するグループホームにおける日常生活上の援助を行う共同生活援助等事業に係る経費について、国庫負担事業及び運営費加算並びに重度障害者グループホームの算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、各区による加算部分を除外し、改めて標準区経費を設定した。 なお、重度身体障害者グループホーム運営費については、算定廃止を提案する都案に沿って整理する。	共同生活援助等事業費について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
24	児童手当給付事業費	標準区の対象経費に恒常的な算定に馴染まない経費が含まれているという問題点に対応した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	児童手当給付事業に係る経費について、通知を行う際の郵便料や、書類の封入封緘経費等の算定を充実する。都側の意見を踏まえ、普遍性の観点等から数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	児童手当給付事業費について、算定内容（経費全体）を見直す。
25	【経常・投資】放課後児童クラブ事業費	区側調査によると、積算に用いられている施設の面積は、約37㎡から約1,475㎡までとばらつきがある。国の「放課後児童健全育成事業実施要綱」によると、放課後児童健全育成事業を行う場所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画である「専用区画」を設けなければならないとされているが、当該区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上と定められている。また、同要綱で、当該事業における一の支援の単位を構成する児童の数がおおむね40人以下とされていることを踏まえ、標準区経費の設定に係る施設数や面積の精査が不十分と考える。また、今回、区側は、経常的経費に加え、投資的経費の見直しについても提案しているが、プレハブといった一時的に設置されている施設の改築・大規模改修経費を、児童福祉費で標準算定されている他の施設と同様の単価や年度事業量を用いて算定することについて、考え方を整理する必要がある。	放課後児童クラブ、いわゆる、学童クラブに係る経費について、算定を充実する。児童1人当たりの「専用区画」が1.65㎡を超える施設であっても、一定程度の広さを確保することは利用する児童にとっても有益であることから、おおよその施設とその面積は妥当なものであると考えるが、都側の意見のとおり、一部の施設においては、標準区経費の設定に係る施設数や面積の精査が必要であるとする。現状、プレハブをはじめとする一時的に設置されている施設について、個別に把握していない。区側としては、待機児童対策の観点を踏まえれば、プレハブをはじめとする一時的に設置されている施設に係る経費も算定すべきであるとの考えに変わりはない。しかしながら、都側がプレハブにかかる考え方の整理を必要としていることを踏まえれば、今回の協議では合意に至ることは困難であるため、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
26	介護人材確保等対策事業費	本事業は、令和2年度財調協議時に、令和3年度以降の算定については、都の補助事業が存続する間の算定として合意したものである。 令和3年度財調協議においては、協議が開始となる直前の11月に都補助事業の継続に向けた予算要求を行っていることが明らかになり、事業継続が見込まれる中での協議となったが、結果的には協議する必要のない事業について、協議している形となってしまった。 今後、こうした不要な協議を避けるため、本事業の算定期間については、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末で算定を終了すること及び、その後の協議では1年間算定が継続することは協議の判断に影響しないことを条件に、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末まで算定を継続するという区の考えに沿って整理する。	介護事業所職員に対する研修受講料の助成やキャリアアップ研修の実施に係る経費について、都補助の終期（令和2年度）に合わせて算定の廃止が見込まれることから、令和3年度以降区単独事業として算定を継続するため、算定を改善する。 区側提案事項を決定する過程では、都補助事業の継続が判明しなかったことから、区側提案事項とした。結果的には協議する必要がなくなったが、区側としては都補助事業の終期によらず算定を継続すべきと考えているため、算定を継続するためには都補助事業の終期にあわせた提案を行わざるを得ない。今回の都補助事業の終期についても、同様の問題が起こり得ることを考え、少なくとも、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末まで算定を継続することとすべきと考える。	介護人材確保等対策事業費について、都補助事業の継続期間に限り算定を継続する。
27	認可外保育施設等保護者負担軽減事業費	本事業は、令和2年度財調協議時に、都補助事業のある間に限り算定するとして合意したものである。 令和3年度財調協議においては、協議が開始となる直前の11月に都補助事業の継続に向けた予算要求を行っていることが明らかになり、事業継続が見込まれる中での協議となったが、結果的には協議する必要のない事業について、協議している形となってしまった。 今後、こうした不要な協議を避けるため、本事業の算定期間については、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末で算定を終了すること及び、その後の協議では1年間算定が継続することは協議の判断に影響しないことを条件に、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末まで算定を継続するという区の考えに沿って整理する。	認可外保育施設等保護者負担軽減事業に係る経費について、都補助の終期（令和2年度）に合わせて算定の廃止が見込まれることから、令和3年度以降区単独事業として算定を継続するため、算定を改善する。 区側提案事項を決定する過程では、都補助事業の継続が判明しなかったことから、区側提案事項とした。結果的には協議する必要がなくなったが、区側としては都補助事業の終期によらず算定を継続すべきと考えているため、算定を継続するためには都補助事業の終期にあわせた提案を行わざるを得ない。次の都補助事業の終期についても、同様の問題が起こり得ることを考え、少なくとも、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末まで算定を継続することとすべきと考える。	認可外保育施設等保護者負担軽減事業費について、都補助事業の継続期間に限り算定を継続する。
28	障害者モビリティ支援事業費	標準区経費の設定について、積算方法も含め、精査が必要であるという問題点に対応した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	外出困難な心身障害者の社会生活の利便性を図るためのタクシー料金助成及び自家用車の燃料費補助に係る経費について、特別区の実態に基づき、算定を縮減する。 都側の意見を踏まえ、積算方法等について精査し、改めて標準区経費を設定した。	障害者モビリティ支援事業費について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
29	自殺防止対策事業費（自殺対策計画策定経費）	自殺対策計画は、「自殺対策基本法」により策定が義務とされている計画であり、区案は計画策定に要する経費につき妥当な設定であると考えられることから、区案に沿って整理する。	「自殺対策基本法」により義務化されている自殺対策計画の策定に係る経費について、新規に算定する。	自殺対策計画策定経費について、新規に算定する。
30	使用済注射針回収支援事業費	標準区の設定に当たり、事業実施区のみ決算平均額を取っている点については、精査する必要があるが、事業未実施区を含めて設定するなど、改めて標準区経費を見直した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。	薬剤師会が実施する使用済注射針の回収・廃棄処理に対する支援事業に係る経費について、新規に算定する。都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	使用済注射針回収支援事業費について、新規に算定する。
31	特定不妊治療費助成事業費	各自治体において、それぞれ独自の政策的判断により、国や都の基準を上回る事業を実施すること自体、否定されるものではない。しかし、財調上の「あるべき需要」を判断する上では、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要であり、本事業については、都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」である都事業に対する上乗せとして実施しており、財調上の「あるべき需要」ではないと考える。	特定不妊治療費助成に係る経費について、新規に算定する。特別区では多数の区で実施している普遍的な事業であり、他の財調算定されている事業と何ら異なるものではないと考える。国も少子化対策の一環として助成額の増額を検討していることに鑑みれば、現在の都事業による助成額では高額な医療費を賄えておらず、それを補う当該経費は、全国でもっとも晩婚化が進む東京において、大都市需要として論理的に説明できるものであり、標準的な経費として妥当であると考ええる。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
32	予防接種費（ロタウイルス）	区案は、各区の想定接種率を踏まえた提案であり、平成30年度財調協議において都区で確認した「新たな予防接種を算定する場合においては、当初は想定接種率で設定する」との内容に沿ったものとなっていることから、委託料については概ね妥当であるが、事務費については適切に反映されておらず精査する必要がある。 修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。 新たな定期予防接種が追加される際には、各区の想定接種率で算定するが、その後3か年度の実績が判明した段階では、接種率に合わせ事務費についても適切に見直すこととする。 なお、3年以内に新たな予防接種が追加された場合は、既に算定されている予防接種にあわせて事務費の見直しを行うこととする。	令和2年10月より定期予防接種を開始するロタウイルスワクチンに係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、ロタウイルスワクチン追加による事務経費を加え、改めて標準区経費を設定した。 接種率を3か年度の実績が判明した段階で見直す際に、事務費についても改めて見直すことに異論はないが、ロタウイルスに限らず、他の定期予防接種を含む全体の事務経費を見直す必要があるため、現在、定期予防接種化を検討中のワクチンがあることから、国の動向に注視する必要があると考える。 事務経費の見直しの時期について、新規予防接種を算定後、3年以内に新たに追加された予防接種に係る事務経費も適切に反映されるのであれば、異論はない。	予防接種費（ロタウイルス）について、新規に算定する。
33	予防接種費（B型肝炎）	区案は、接種率について、新規算定後3か年度の実績による見直しであり、標準的な接種率等を設定したものであると考えられることから、区案に沿って整理する。	予防接種費について、B型肝炎の接種率等を見直し、算定を充実する。なお、接種率等は平成29年度から令和元年度実績の数値により設定する。	予防接種費（B型肝炎）について、算定内容（委託料）を見直す。
34	健康診査（胃がん検診）	標準区経費の設定に当たり、診療報酬点数が突出している区があるなど、精査が必要な点があった。 修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。	健康診査（胃がん検診）に係る経費について、内視鏡検査の導入等を踏まえ、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、内訳等を精査するとともに、標準区における診療報酬点数は、実施区において各検査項目の最も共通する点数の合計等とし、改めて標準区経費を設定した。	健康診査（胃がん検診）について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
35	鳥獣被害対策事業費（アライグマ・ハクビシン対策）	本経費は、「令和2年度には、東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画の目標が達成され、計画終了年度においては、本事業について特別区全体で取り組む必要性が低下、もしくは失われると考えられる」ことから時限算定として平成30年度から新規算定したものである。 この考え方を踏まえ、計画終期までの時限算定とすべきであるとする都の意見を受け、区側は防除実施計画の終期に合わせた時限算定とするとのことであり、区案の数値等の設定や比例費とする考え方については、概ね合理的な水準となっていると考えられることから、区案に沿って整理する。 一方、都の防除実施計画の終期が不透明であるため、時限算定の終期を設定することが困難であることから、防除実施計画の終期を迎えた年度の翌年度末までの算定とするという区からの提案は、都の防除実施計画が終期を迎えた後も1年間算定が継続するという問題はあるが、防除実施計画の終期を迎えた年度の翌年度末で算定を終了すること及び、その後の協議では1年間算定が継続することは協議の判断に影響しないこととする。	令和3年度財調協議で算定継続の可否を検討することになっているアライグマ・ハクビシン対策に係る経費について、実施区全区において次年度以降も事業継続予定であるため、算定を継続するとともに、単価及び実施件数を見直し、算定を充実する。 特別区では多数の区が実施している普遍的な事業であることから、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、やむを得ないものとして、本事業を算定するにあたっては都側の意見を踏まえ、計画終了後に本事業の算定継続の可否について改めて検討することを前提に、防除計画の終期に合わせた時限算定としたい。 一方、今年度の協議においては、防除計画の終期が不透明であるため、時限算定の終期を設定することが困難である。そこで今後も、このような事態を避けるために、少なくとも、防除計画の終期を迎えた年度の翌年度末まで算定を継続することとすべきと考える。	アライグマ・ハクビシン対策について、都防除計画の継続期間に限り算定を継続する。
36	精神保健デイクア事業費	各区の実施状況を踏まえて経費全般を整理したものであり、概ね妥当であると考えられることから、区案に沿って整理する。	精神保健デイクア事業に係る経費について、特別区の実態に基づき、職員の配置人数や実施回数を見直し、算定を縮減する。	精神保健デイクア事業費について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
37	清掃費の見直し	区側提案の、1点目の「標準区ごみ量の見直し」については、より適切な算定に繋がるものであり、都としても見直す必要があると考える。 2点目の「収集運搬モデルの改定」についても適切に見直され、清掃事業の実態が踏まえられているものとする。 3点目の「ごみ量の変化等により、実態と算定に大きな乖離が生じている項目の見直し」について、一部の経費に標準的な需要として、妥当とは言えない経費が含まれており、精査が必要であるとするが、区側の修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準となっていると考えられることから、区側修正案に沿って整理する。 その他の交通集中加算の交通量設定指標の変更については、定期的な交通量の把握を目的としたものであるとのことだが、これまで同様、実態を踏まえた算定となるのであれば、都として異論はない。 なお、廃棄物処理手数料については、今後、単価改定を実施した時期に合わせて見直し提案を予定しているとのことであった。 廃棄物処理手数料の設定に対する考え方については、これまでも議論を重ねてきたが、処理原価と手数料原価との差額が生じている点において、都区の見解は異なっている。 事業系ごみ処理に係る経費は、自己処理責任の原則に立ち、本来、すべて廃棄物処理手数料で賄われるべきであることを強く申し上げる。	今回の見直しは、「標準区ごみ量については、3年程度を基に本に見直す」という都区の確認のもとに、前回見直しの平成30年度財調協議から3年が経過することから、清掃費全体について実施するとともに、次の3つの視点に立って見直しを行う。 まず1点目は、「標準区ごみ量の見直し」である。ごみ量と人口を直近の実績である令和元年度のごみ量と人口に更新する。 2点目は、「収集運搬モデルの改定」である。見直し後の標準区ごみ量と令和2年度の各区の収集作業計画のもとに、前回改定時と同様の手法を用いて、収集運搬モデルを改定している。 3点目は、「ごみ量の変化等により、実態と算定に大きな乖離が生じている項目の見直し」である。作業運営費や資源回収事業費など、特別区の実態と大きな乖離が見られた項目を中心に、11項目について算定の改善を図っている。 また、以上3点の他、一部補正等の基礎数値について、直近の数値に更新する。 あわせて、収集車両費の態容補正Ⅰ・収集作業形態加算の交通集中加算について、交通量設定指標として使用してきた「東京都の自動車交通の実態」調査が現在行われておらず、交通量の更新ができない状態であることから、定期的に交通量データの更新を行うために、国勢調査に合わせて5年に1度行われる「全国道路・街路交通情勢調査」数値に変更する。 都側の意見を踏まえ、標準的な需要として妥当な経費の精査等を行い、改めて標準区経費を設定した。 なお、廃棄物処理手数料について、新型コロナウイルスの影響を踏まえた結果、単価改定が見送りとなったため、本算定には単価改定分は含まれていない。単価改定分の反映については、廃棄物処理手数料の単価改定実施時期に合わせて、見直しの提案を行う予定である。 廃棄物処理手数料の設定の考え方について、「自己処理責任の原則及び受益者負担の原則に基づいた23区統一の考え方により算出した手数料原価まで引き上げられており、設定方法を含め排出事業者が負担すべき妥当なものである」との考え方に変わりがないことを改めて申し上げておく。	清掃費について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
38	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））	都においても、新型コロナウイルス感染症の広がりによる景気悪化を乗り越えるため、当面必要となる資金の緊急融資や、既存の保証付き融資の借入期間の延長など、中小企業への支援の充実を図っており、中小企業支援事業の重要性は認識している。 区側の融資モデルは、貸付件数について、令和2年4月から9月までの貸付実績件数をもとに設定する一方、貸付金額については、特別区における令和2年度末貸付見込総件数と貸付見込総額から設定しており、見込み件数をもとに設定している貸付金額は妥当ではない。 貸付金額の設定についても、貸付件数同様、令和2年4月から9月までの実績額に基づき設定すべきと考える。 区側修正案は、現状の調査結果から概ね合理的な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。 しかし、貸付金額や貸付件数においても、令和2年4月から9月までの半年分の実績をもとに設定していることから、次年度に1年間の実績が判明した段階で、区側による再調査を行い、令和4年度以降の算定分について見直すべきと考える。	本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による現下の景気の悪化に対応するために、緊急対策として中小企業への融資あっせんを行い、当該融資に係る利子補給等を行うというものであり、令和2年度融資分に係る令和3年度以降の利子補給金を、令和3年度から令和8年度にかけて時限的に算定することを提案する。 昨今の中小企業を取り巻く環境は、全国的に見ても大変厳しいものとなっており、特別区も同様に厳しい財政状況ではあるが、基礎自治体の責務として、地域を担う重要な経済主体である中小企業を支援することは、ひいては東京の経済活動を支えることになるため、都区が共通の認識で取り組むべき最優先の課題であると考えている。 融資モデルにおける1件当たりの貸付金額については、特別区の令和2年度末貸付見込総件数と貸付見込総額をもとに設定し、その他の項目については、各区で実施している融資あっせん制度の内容等の平均を用いて設定している。 また、標準区貸付件数については、令和2年4月から9月までの貸付実績件数をもとに設定している。昨今の新型コロナウイルス感染症の再拡大等を踏まえると、今後の状況は不透明であることから、4月から9月の前期実績と同様の数値を10月から3月の後期に見込んでいるところである。 都側の意見を踏まえ、令和2年4月から9月までの実績額に基づき、改めて標準区貸付金額を設定した。 また、融資モデルの融資期間が7年間であること、利子補給による区の需要が毎年度発生することから、複数年度の時限算定としたところである。 なお、令和4年度以降の算定について、実績が判明した段階で見直しを行うことに異論はない。	中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
39	交通災害対策費	区案は、種別補正の影響を加味しておらず、標準区経費の設定にあたり、特定の区のみ実施している委託料を設定するとともに、経費計上区のみ決算平均額としている。これらに加え、既に算定している交通安全教室に係る経費を計上しているという問題点に対応した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	交通安全計画の策定など交通災害対策に係る経費について、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、種別補正の影響について加味し、委託料や交通安全教室に係る経費を除外するとともに経費未計上区を含めて積算するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	交通災害対策費について、算定内容（経費全体）を見直す。
40	道路清掃費	種別補正の影響を加味しておらず、標準区経費の設定にあたり、既に算定されている経費が含まれているとともに、道路面積1㎡当たりの経費が突出している区があるという問題点に対応した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	道路清掃に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 都側意見を踏まえ、種別補正の影響を加味し、他で算定されている経費や経費突出区を除外し、改めて標準区経費を設定した。	道路清掃費（経費全体）について、算定内容を見直す。
41	道路占用料	標準区経費の設定にあたり、特定区が上乘せとして設定している独自料額を歳入努力とみなし除外していることは理解した。区案は、特別区の道路占用料の改定を反映した見直しとなっており、合理的かつ妥当な水準と判断できることから、区案に沿って整理する。	平成31年4月に特別区の道路占用料が改定されたことから、道路維持補修費および道路占用許可取締事務費の特定財源（道路占用料）について、算定を改善する。	道路占用料（特定財源）について、算定内容を見直す。
42	公園使用料・占用料	標準区経費の設定にあたり、特定区が上乘せとして設定している独自料額を歳入努力とみなし除外していることは理解した。 区案は、財調上、公園面積に含まれているものの、区の条例改正に伴い、公園使用料として徴収しなくなった使用料について、平成31年度財調協議を踏まえ、公園使用料として取り扱っていること、また特別区の公園占用料の改定を反映した見直しとなっていることから、合理的かつ妥当な水準と判断できるため、区案に沿って整理する。	平成31年4月に特別区の公園占用料が改定されたことから、公園維持管理費および種別補正における河川敷公園維持管理費の特定財源（公園使用料・占用料）について、算定を改善する。	公園使用料・占用料（特定財源）について、算定内容を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
43	【小・中学校費】 学校運営費（牛乳パック回収・リサイクル経費）	各区の予算と決算に乖離がないことを明確に確認できない以上、予算を用いた標準区経費設定では妥当性に欠けると考える。	学校運営費について、学校給食用牛乳の空き紙パックの回収・リサイクルに係る経費を新規に算定する。 都教育委員会通知に基づき令和2年度から実施の必要性が生じた事業であることを踏まえれば、本年度から算定されて然るべき事業であると考ええる。	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。
44	【小・中学校費】 学校運営費（学校諸室冷房設備整備経費）	国庫負担金等の交付に係る運用細目等で1部屋当たりの面積が定められている普通教室と異なり、特別教室等に関しては、1部屋当たりの面積が定められておらず、各区が設置する特別教室等についても一律同規模であることを確認できない以上、1部屋当たりの単価を用いることは妥当性に欠けるため、1㎡当たりの平均単価を分析の上、それぞれの標準事業規模に見合った経費を設定すべきと考ええる。 また、標準区経費の設定に当たっては、リースで実施している区の実態も含めて検証すべきと考ええる。	学校運営費について、特別教室及び給食室への冷房設備の整備及び保守点検に係る経費を新規に算定する。 標準区経費の設定について、各区の決算額より算出した1部屋当たり単価は、特別区の実態を踏まえたものとなっており、標準区経費として適正な水準であると考ええる。	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。
45	【中学校費】英語4技能検定経費	単価については、複数単価を設定している区が多く、実施対象の範囲についても、区間のばらつきが大きい現時点においては、標準区経費の設定は困難であり、新学習指導要領が全面実施される令和3年度以降の各区の事業の実施状況等を踏まえ、標準区経費を設定すべきと考ええる。	中学校において英語4技能（聞く・読む・話す・書く）の習熟状況を測るために実施する英語4技能検定に係る経費について、新規に算定する。 本事業は、英語4技能の総合的な育成を求める新学習指導要領の趣旨を踏まえた事業であることから、令和3年度から算定されて然るべき事業であると考ええる。	協議が整わなかった項目として整理する。
46	事務局運営費（教育に関する事務の点検・評価経費）	区の実績をもとにした提案であるため、標準区経費の設定にあたり、23区総体の充足率が100%を超える点については再度精査する必要があるが、経費未計上区も含めて積算するなど、改めて標準区経費を設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	事務局運営費について、教育に関する事務の点検・評価経費を新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、経費未計上区を含めて積算するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	教育に関する事務の点検・評価経費について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
47	教育相談事業費 （教育心理検査事業費）	区の実績をもとにした提案であるため、標準区経費の設定にあたり、23区総体の充足率が100%を超える点については再度精査する必要があるが、事業未実施区も含めて積算するなど、改めて標準区経費を設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	教育相談事業費について、教育心理検査事業費を新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	教育心理検査事業費について、新規に算定する。
48	【小・中学校費】 学校運営費（教育用コンピュータ整備費等）	教育用コンピュータ整備費については、令和2年度から1台当たりの補助上限額を4万5千円とした国の補助制度が開始されているため、標準区経費については、この国補助単価を基に単価設定すべきと考える。また、地方交付税措置されている保守経費やソフトウェアに係る単価設定については、各区の経費にばらつきがあることから、国が標準と示す端末スペックに見合うものにすべきと考える。 電源キャビネット、大型提示装置及び実物投影機の単価設定並びに校務システム等整備費及びインターネット接続経費の標準区経費の設定に当たっては、決算額のほか予算額も用いた設定となっているため、妥当性に欠けると考える。 大型提示装置及び実物投影機の台数については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018年度から2022年度まで）」において、「各普通教室1台、特別教室用として6台（大型提示装置の対象学校種は小・中学校、実物投影装置の対象学校種は小学校）」という目標水準が示されており、標準区経費の設定に当たっては、この目標水準を踏まえた設定にすべきと考える。 なお、普通教室に係る大型提示装置及び実物投影機の整備費については、全普通教室に1台整備できるよう平成29年度から令和3年度までの間、備品購入費にて財調算定しているため、既に、備品購入費にて財調算定した整備台数分を法定耐用年数を加味したうえで、除外すべきと考える。 これらを踏まえ、改めて標準区経費を設定し直した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 また、現行算定されている教育用コンピュータ整備費について、令和3年度に限り、暫定的に算定を維持する激変緩和措置を設ける提案についても、令和2年度における端末の調達状況やプログラム教育における区の実態等を踏まえ、区案に沿って整理する。	学校運営費について、GIGAスクール構想の推進に伴い増加する教育用コンピュータ整備費等の経費を見直し、算定を充実する。併せて、教育用コンピュータの単価については、国庫補助の期限である令和7年度財調にて、補助金相当額を上乗せすることとする。 教育用コンピュータの単価については、都側の意見を踏まえ、端末本体の単価を国補助単価を踏まえた設定とするとともに、保守経費等の単価を国補助基準と同等の価格帯の端末を整備した区の令和2年度契約金額により算出し、その合計額を1台当たり単価として、改めて標準区経費を設定した。併せて、緊急的な国の施策による整備計画の前倒しに対して、特別区における調達状況に遅れが生じ、端末運用の過渡期である令和3年度においても、プログラミング教育等において既存のコンピュータ端末を使用する必要があることから、現行算定されている教育用コンピュータ整備費について、令和3年度に限り、暫定的に算定を維持する激変緩和措置を設けることとする。 また、電源キャビネット、大型提示装置及び実物投影機の単価設定並びに校務システム等整備費及びインターネット接続経費の標準区経費の設定についても、都側の意見を踏まえ、決算を用いる、国の目標水準や備品購入費の法定耐用年数を踏まえるなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	電源キャビネット整備費について、新規に算定する。 また、教育用コンピュータ整備費、大型提示装置、実物投影機及び校務システム等整備費（運用経費）並びにインターネット接続経費について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
49	【小・中学校費】 学校職員費（学校司書）	学校司書の配置校数の水準については、「学校図書館図書整備等5か年計画」において「1.5校に1人」の配置目標が示されている。標準区経費については、当目標水準を踏まえた設定にすべきであり、この点を踏まえ標準区経費を再設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	学校職員費について、学校司書の単価及び配置校数を見直し、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、配置校数については国の目標水準を踏まえた設定とし、改めて標準区経費を設定した。	学校司書について、算定内容（経費全体）を見直す。
50	日本語適応指導事業費	各区の事業実績を確認すると、必ずしも外国人生徒数と事業費は比例しておらず、算定を開始した平成29年以降、当事業を取り巻く環境に特別な変化はない。また、現行算定においても、新規算定時の充足率と同程度であり、見直す必要はないと考える。	日本語適応指導事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 経済社会の急速なグローバル化による外国人人口の増加に伴い、各区の外国人児童生徒数は年々増加傾向にあり、今後も事業費の増加が見込まれることから、算定を充実すべき事業であると考ええる。	協議が整わなかった項目として整理する。
51	区民体育大会運営費	区民体育大会については、各区の地域住民のニーズに合わせて実施されており、大会数や種目、運営方法が様々であり、各区の決算額にもばらつきがある。こうした状況があるにも関わらず、区側提案は決算額のみに着目しており、標準区としてのあるべき需要を踏まえた経費設定となっていないことから、妥当性を欠いていると考える。 また、人口10万人を標準規模とする地方交付税におけるスポーツ振興に関連する経費を財調における標準区規模に換算し直した経費と区民体育大会運営費をはじめとした現在算定されているスポーツ振興に関連する総経費は、同程度であり、見直す必要はないと考える。	区民体育大会運営費について、直営ではなく委託や補助金の支出により実施している特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 本事業は「スポーツ基本法」に基づき実施する普遍的な事業であるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて区民のスポーツへの関心は高まっており、実態と大きく乖離していることから、算定の見直しが必要と考える。	協議が整わなかった項目として整理する。
52	【小・中学校費】 特別支援学級等運営費（特別支援教室消耗品費等）	平成28年度財調協議の整理に基づき、制度開始後の各区の実績を踏まえ、教材経費・印刷製本費等の各区に共通する経費のみを標準区経費として設定した区案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。	特別支援学級等運営費について、特別区の実態を踏まえ、特別支援教室消耗品費等の算定を改善する。	特別支援教室消耗品費等について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
53	【小学校費】夏休み期間プール指導員	標準区経費の規模に係る学校数について、実態と乖離した設定を行っている点については、再度精査する必要があるが、配置校数についても特別区の実態を踏まえるなど、改めて標準区経費を設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	夏休み期間プール指導員に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を縮減する。 都側の意見を踏まえ、配置校数についても特別区の実態を踏まえた設定とするなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	夏休み期間プール指導員について、算定内容（経費全体）を見直す。
54	会計年度任用職員制度の反映	現在、財調算定されている賃金や報酬経費については、事業ごとに、交付税の算入基準や都施策の基準、特別区における事業の実施状況などを含め、都区で協議した結果、設定した単価・規模であり、給与モデルの設定に当たっては、財調の現行単価を維持することが合理的かつ妥当な水準であると考えているが、区側修正案は、この点を踏まえて、人件費単価を再設定している。 また、期末手当等全ての会計年度任用職員が対象でない経費に対し、特別区における直近の期末手当支給実績等に基づき発生率を設定している区側修正案は、他に参考とすべき指標が確認できない現状において、一定の妥当性があることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、基準財政需要額については、各区が標準的な行政を行うために必要とされる額である、「あるべき需要」を算定するものであり、各区の決算額などの実態をそのまま算定するものではないと考える。	会計年度任用職員制度は、平成29年度に地方公務員法が改正され、令和2年4月から運用が開始されている。具体的には、臨時的任用職員や一部の非常勤の特別職員を会計年度任用職員として任用するもので、期末手当の支給等が盛り込まれている。 今年度の提案は、会計年度任用職員制度の運用によって、各区に生じている需要を整理する内容となっている。 提案内容は、臨時的任用職員や一部の非常勤の特別職員に係る算定箇所を、期末手当の支給等を踏まえた単価に見直すものとなっている。単価については、各区の任用予定者及び支給予定給料額の加重平均を用いて、職種ごとのモデル給与を設定し、算出した。 財調の現行単価については、区の実態と全く見合っており、現状を維持することが合理的かつ妥当な水準」とは到底言えないため、新たに区の実態を踏まえ、単価を設定すべきであると考えていることを改めて申し上げる。 しかしながら、これまでの協議状況を踏まえると、今回の協議において区側提案に沿った合意は困難である。 一方で、地方行政の重要な担い手である臨時的任用職員及び非常勤特別職員の適正な任用等を確保するために導入された会計年度任用職員制度が、財調制度に反映されないことはあってはならないと考えている。 そこで、今回は都側の主張に沿って、財調の現行単価をもとに、期末手当等を反映した人件費単価を算定する修正案を提案する。 併せて、期末手当の発生率については、特別区人事・厚生事務組合が調査した令和2年度6月における期末手当の支給実績を新たな発生率として設定し、改めて標準区経費を設定した。 なお、今後事業ごとに改めて経費を設定した場合は、会計年度任用職員に係る経費も含め、区の実態に基づき見直しを行うべきと考えている。	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
55	【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）	区側から、物騰変動率と国土交通省公共工事設計労務単価の変動率とを比較した結果、今年度においても、状況の変化がみられないことから工事単価を見直す考えが示された。 本件については、平成29年度以降、同様の内容で提案がなされ、都は、その状況を毎年度検証する必要があるとして、単年度限りの臨時的算定として合意してきた。 昨年度、道路改良工事については平成30年度決算単価とし、その他の土木工事単価については、平成26年度以降の国土交通省公共工事設計労務単価の上昇率を反映させる提案となっていたことから、道路改良工事について、区の調査結果を用いて都が検証を行った。 その結果は、平成26年度単年度分の上昇率を反映するのみで充足率が115.1%となるというものであった。しかし、検証で使用した区の調査結果があいまいでもあったために、平成26年度、平成27年度の2か年の国土交通省公共工事設計労務単価の上昇率を単年度臨時算定として合意したものである。 また、協議の中で、基準財政需要額は測定単位×単位費用×補正係数で算出しているため、単価は需要額を構成する一つの要素に過ぎず、単価のみの比較で見直しすべきではないこと、調査対象の精査が必要なことや種別補正の影響を加味しないと財調算定で使用する正しい単価とならないことなども指摘した。 こうした経緯を踏まえれば、道路改良工事単価について、昨年度都が示した方法による検証をしていない区側提案には合意できない。 また、都側提案における「道路改良工事費の見直し」で明らかになったように、単価を見直す場合は、単価の比較のみではなく、需用費全体を検証することが必要であることから、道路改良工事単価以外の土木工事単価の見直しについても合意できない。	平成29年度協議以降、平成26、27年度の2か年における上昇分について、公共工事設計労務単価の上昇率を乗じるなど、臨時的な対応が図られているが、依然として財調単価と特別区の実態が乖離している状況に変化は見られない。 また、現行の土木工事単価は、東日本大震災の復興需要や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の需要に伴う、工事費の急激な高騰を反映できていないことから、昨年度の都区合意と同様に平成26、27年度の2か年における上昇分について、公共工事設計労務単価の上昇率を乗じるよう見直す。 併せて、工事単価の上昇分の反映については、変動率が安定的に推移していることから、当該上昇率の反映を恒常的な算定とするよう見直す。	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。

2 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	特別交付金	区側から、特別交付金の割合を2%に引き下げをを求める考えが示された。 各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいる。 これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできたが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気動向の不透明な状況下においても、12月申請額は昨年度の12月申請額より増加しており、各区の財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要であるという考えに変わりはない。 次に、区側から、算定の透明性・公平性の向上について、各種システムの維持管理経費と会議用の食糧費を算定除外経費としてルールに明示することにより、算定の透明性や公平性が高められ、かつ、不要な申請作業が減ることから、都区双方の事務の軽減にも繋がるとの考えが示された。 算定除外経費を明示することが不要な申請作業を減少させ、都区双方の事務の軽減に繋がることは、都も認識している。 そこで、各種システムの維持管理経費と会議用の食糧費とを算定除外経費として扱うことに合意するとともに、算定除外経費については、都からの申請依頼通知に明記する。 また、明らかに算定除外と考えられる経費については、今後都として整理した上で、必要に応じ協議する。	「特別交付金の割合の引き下げ」と「算定の透明性・公平性の向上」について、具体的な提案をした。 「特別交付金の割合の引き下げ」について、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気後退により、財調財源の減収が見込まれることを踏まえれば、算定されるかどうか不確定な部分がある特別交付金よりも、透明性・公平性が高く、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金の財源を優先的に確保するためにも、特別交付金の割合を2%に引き下げをを求める。財源状況にかかわらず、特別交付金の割合を引き下げるべきという立場には変わらないが、今後の景気動向が不透明な状況下だからこそ、特別交付金の割合を見直すべきと考える。 次に、「算定の透明性・公平性の向上」について、今年度、区側で実施したアンケート調査から、ランニング経費と食糧費が除外されていることが確認できた。算定除外の範囲は、明確かつ限定的に行うべきであると考えことから、各種システムの維持管理経費と会議用の食糧費を算定除外経費としてルールに明示すべきと考える。 このことにより、算定の透明性や公平性が高められ、かつ、不要な申請作業が減ることから、都区双方の事務の軽減にも繋がると考えている。 また、他の算定除外項目についても整理していく必要があると考える。	特別交付金の割合の引き下げについて、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。 また、算定ルールを見直し、各種システムの維持管理経費及び会議用の食糧費を算定除外経費として明示する。

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	減収補填対策	市町村民税法人分は、特別区の区域においては都税となっており、特別区の課税・徴収権の現状や、普通交付税の精算に代えて年度途中の減収を補填するという減収補填債の制度趣旨から、特別区は減収補填債を直接発行することはできないものとされている。 都としても、先日国から、現行制度上特別区が発行できる余地はない、今後何らかの対応を行う予定もない、との説明を受けた。 都は、本年11月に、国に対し、「全ての自治体が安定的に必要な資金を確保できるよう、必要な対策を講じること」と要望した。 これを受け、国は、減収補填債の対象税目を追加することとし、特別区においても、追加される対象税目について減収補填債を発行できることとなった。 特別区の減収補填対策については、調整税等のうち、特別区が減収補填債を発行することができないとされている市町村民税法人分と法人事業税交付対象額に関して、今年度途中における減収に対し、区市町村振興基金を貸し付ける方向とする。 具体的には、各区において減収補填債を発行した上で、なお建設債の起債が必要となる場合に、区市町村振興基金を、条例本則の貸付利率により貸し付ける方向とする。 区市町村振興基金の貸付予定額は、追加借入れ要望額調査で各区から回答があった額から、今後追加される対象税目も含めた減収補填債の総発行可能額を控除した額とする。 なお、今年度当初の、建設事業に係る起債同意額は約640億円であったが、既に、財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、区市町村振興協会資金、区市町村振興基金が一定額充てられており、その充てられている分についても、貸付対象から外れることとなる。 今回の対応は、現下の経済状況や、特別区の新型コロナウイルス感染症対応の状況等も鑑み、各区の財政運営上の対応として、特例的に、区市町村振興基金の追加借入れを要望する区に対して貸し付けるものである。 区市町村振興基金の追加借入れ要望額調査を行った結果、4区から追加借入れ要望があった。 引き続き、国の動向は注視し、国から新たな情報が入った場合は速やかに各区にお知らせするとともに、各区と連携し、適切に対応してまいりたい。	これまでも、一般の市町村が採りうる対策に見合う対応策について、都区で協議を行ってきた。 今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な減収が見込まれることから、市町村民税法人分に係る減収補填債の発行が可能となるよう、国に要望を行ってきたところである。 その際、国からは、市町村民税法人分に係る減収補填債は、地方交付税の精算制度の一環であるため、特別区の直接発行は難しいとの見解が示された。 しかし、特別区としては、利子割交付金に係る減収補填債は、同じく地方交付税の精算制度であるにもかかわらず、特別区が直接発行可能であること、また、徴収猶予特例債の創設により、市町村民税法人分の起債発行可能額を都区間及び区別に算出する方法も確立されたことから、技術的にも特別区が直接発行することは可能であると考えており、国の見解はとてども納得できるものではない。 このため、特別区としては、引き続き国に対し、発行可能となるよう求めていくが、東京都にも、是非、特別区の要望の趣旨を理解いただき、国への働きかけについて、協力をお願いしたいと考えている。 なお、国に要望した際に、建設債分に関して、都の区市町村振興基金から特別区への貸し付けに当たって、その原資として、都が減収補填債を発行することは制度上可能である旨の見解が示された。 この点については、市町村民税法人分に係る地方交付税上の減収補填債発行可能額のうち、特別区分について、都が減収補填債を発行することも含め、特別区が必要とする額を、区市町村振興基金で確保するよう求める。 令和2年度の財源見通しにより、普通交付金の算定残がある中で、都側が、現下の経済状況や新型コロナウイルス感染症対応の状況等を鑑み、特例的な対応として、区市町村振興基金の貸し付けを行うことについては、一定の評価をする。 一方で、区側としては、市町村民税法人分に係る減収補填債の直接発行については、引き続き、国に対して求めていくこととしたいと考えている。また、都側においても、このことについて、協力を得られればと考えている。	現下の経済状況や新型コロナウイルス感染症対応の状況等を鑑み、特例的な対応として、区市町村振興基金の貸し付けを行う。

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	（調整税に係る過誤納還付金の取り扱い）	調整税に係る過誤納還付金については、平成22年度以降、毎年200億円余、平成21年度に至っては800億円近い額となっている。平成21年度以降の累計額は約2,600億円にもなる。 都財政に深刻な影響を与えており、看過できない状況であることから、引き続き国への提案要求を行っている。 さらに、リーマンショック時の状況を鑑みれば、来年度の過誤納還付金の額も極めて大きなものとなることが考えられる。 過誤納還付金については、都のみが、毎年多額の負担を強いられていることから、今年度も引き続き国へ法改正の提案要求をしているものである。 都としては、ぜひとも区側の理解をいただき、都区で議論が重ねられるよう、前向きな対応をお願いしたい。	過去の財調協議では、都財政に影響があり、交付金の原資に反映すべきとする都側の主張に対して、区側に負担を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であることを申し上げてきた。 このような協議を続けている一方で、都は、平成17年度以降、毎年、区との合意のないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っている。例年申し上げているが、これは都区の信頼関係に係ることであり、改めていただきたい。	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	都市計画交付金		都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、都区の実績に見合う配分等、抜本的な見直しを行うべきと考える。 近年、都市計画税は増収傾向にあるが、平成29年度以降、都市計画交付金予算額は200億円に据え置かれ、交付金の交付率は平成30年度が34.7%、令和元年度が31.5%と低下している。 今後、市街地再開発事業の進展をはじめとする、特別区の都市計画事業は増加が見込まれており、現行の都市計画交付金の補助の仕組みでは、交付率の更なる低下だけでなく、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退に伴い、不足が想定される普通交付金の財源及び特別区の一般財源負担を更に圧迫することになる。 これらの状況のほか、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額の拡大を図る等、抜本的な見直しを早急に求める。 また、都市計画税については、国の通知の中で使途の明確化が求められているが、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細は明らかにされていない。都知事の目指す都政の透明化を図る意味からも、必要な情報の提示を求める。 都市計画交付金が創設されて以降、これまでも、交付金の対象事業の見直しや、交付要件の緩和等については、財調協議の場を中心に整理してきた経緯に鑑みれば、本来的には財調協議の場で議論することが相応しいと考える。しかしながら、本年8月の都への予算要望等でも申し上げたとおり、財調協議とは別に、都市計画事業のあり方についての協議体を設置することも含め、まずは議論に応じていただくようお願いする。	

3 財源を踏まえた対応

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	財源を踏まえた対応	この間協議してきた区側提案の「商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））」については、令和2年度に貸付を行い、令和8年度まで利子補給を行う中、当年度分ということで令和3年度分の利子補給を算定すると合意したものである。 ただいまの提案はその利子補給について、令和4年度以降の分を前倒しで算定することである。 都においても新型コロナウイルス感染症の広がりによる景気悪化を乗り越えるため、当面必要となる資金の緊急融資や、既存の保証付き融資の借入期間の延長など、中小企業への支援の充実を図っており、中小企業支援の重要性は認識している。このことから、区側の提案について、都側としても異論はない。 また、前倒し算定分について見直しを実施しないことについても、算定後に実績を踏まえて見直しすることは不可能であることから、同様に異論はない。	改めて令和3年度財源見通しが示された。厳しいものではあったものの、提案の重点化等の臨時的な対策が必要になる状況ではなく、普通交付金の財源が、現時点の所要額に比べ上回る見込みとのことだった。 今回の協議においても、一部の事業で都区の考え方を一致させることができておらず、継続検討課題とした項目も含め、依然として需要額算定すべき事業が多く積み残していると考えているが、一方で、各区では、現下の景気後退に対応するための緊急的な施策を、今まさに実施しているところである。 新型コロナウイルス感染症が再び拡大し、今後の景気動向が依然として不透明となっているなかで、東京の経済活動を支え、地域を担う重要な経済主体である中小企業を支援することの重要性については、「商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））」の協議において、都区の共通認識として確認したところである。 そこで、現在の協議状況及び特別区の現状を勘案し、財源を踏まえた対応として、商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））の令和4年度以降の利子補給分について、前倒しで算定することを提案する。 なお、当該事業費における協議では、今後の実績を踏まえて次年度以降の算定を見直すこととしているが、今回前倒し算定する経費については、この見直しを実施する必要がないと考える。	中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）の令和4年度以降の利子補給分について、前倒しで算定する。

令和2年度都区財政調整（再調整）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	2年度の対応	財源超過額に関する恒久ルールとして、算定残額が交付金総額の概ね1%を目途にこれを上回る場合は、再算定を行うとされており、それ以外の場合は特別交付金に加算することとされている。 また、特別交付金に加算する場合は、当該年度の特別区の財政状況を踏まえ、各区に共通する需要に要する臨時的な経費に充当することとなっている。 区側から、令和2年度の算定残について、特別交付金に加算することに異存がない旨の発言があった。算定残については、特別交付金に加算する。 また、加算した特別交付金の算定においては、区側から提案のあった新型コロナウイルス感染症対応経費に充当する。 新型コロナウイルス感染症関連経費については、12月交付の各区通知において、特別交付金の算定対象であることを明確にしたところである。 最終的な算定額は、3月交付分に係る新型コロナウイルス感染症関連経費の申請を含めた全体の申請状況等を踏まえ、改めて判定を行い、決定していく。	都側からは、今回の算定残については、財調条例ならびにいわゆる1%ルールに基づき、再調整を行わずに特別交付金に加算するという発言があったが、区としても、この取り扱いについて、異存はない。 区側としては、新型コロナウイルス感染症対策として、特別区が緊急的な施策等を様々に実施している実態を踏まえた、財調上の対応が必要だと考えている。 また、これまでの協議で、都側から、新型コロナウイルス関連事業の申請額は特別交付金財源とほぼ同規模となっていることを、伺っている。 そこで、この算定残については、特別交付金の算定において、緊急的対策として実施している中小企業関連資金融資あっせん事業費等、新型コロナウイルス感染症対応経費に充当することを提案する。 なお、区としては、新型コロナウイルス感染症対応経費について、必要な経費は、基本的に算定されるものと認識しているが、当該経費の算定にあたっての、都側の考え方について伺う。	地方自治法施行令第210条の13及び都区間で合意したルールに基づき、再算定は行わず特別交付金に加算し、各区に共通する臨時的な経費に充当する。